

京都市告示第389号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年11月2日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
外環状線	山科区東野門口町27番地地先内	旧	メートル 7.30	メートル 20.00
		新	7.30	20.00
山科東野緯7号線	山科区東野門口町27番地地先内	旧	19.40	2.73 ~ 2.79
		新	19.40	2.78 ~ 3.40
山科大塚緯6の2号線	山科区大塚野溝町46番地の23地先から 同町46番地の15地先まで	旧	18.30	3.78 ~ 6.14
		新	18.30	6.00 ~ 6.14
太秦経43号線	右京区太秦森ヶ東町39番地の3地先から 同町39番地地先まで	旧	23.20	5.92 ~ 6.01
		新	23.20	5.92 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)